

平成 31（2019）年度事業計画

1 基本理念及び行動指針

(1) 基本理念

当センターは、昭和 47 年（1972 年）に「財団法人長野県建築安全協会」として設立され、その後、平成 22（2010）年 3 月に公益法人制度改革により、一般財団法人に移行しました。

この間、名実ともに第三者機関として、地域の建築・住宅産業の発展に貢献してまいりました。

今後共、県内を業務区域とする機関等として、地域に根差したサービスに心がけ、各種申請手続きにおける「ワンストップサービス」の推進等により、「利用され続ける建築住宅センター」を目指してまいります。

(2) 行動指針

基本理念を達成するため、特に、次に留意し事業を遂行します。

① コンプライアンスの徹底

関係法令を遵守するとともに、常に危機管理意識を持ち、社会的な責任を果たします。

② 公正・適確な業務執行

公益的使命を自覚し、業務執行に当たっては公正・中立な立場で適確に行います。

③ 親切・丁寧な対応

顧客のニーズを的確に把握し、業務に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、顧客の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

④ 自立精神の確保

効率的な業務の実施、長期的な視点に立った業務展開などにより、健全で自立的な経営の確保に努めます。

⑤ 関係官庁・関係団体との協調

指定権者である長野県や長野市などの特定行政庁との連携を推進するとともに、建築関係団体との協調を図ります。

(3) 事業活動の柱

① 安心・安全な住まいづくりの確保

② 良質な住まいづくりを支援

③ 社会への貢献

2 事業計画

(1) 建築物等の確認・検査事業

平成 31(2019)年 4 月から岡谷・諏訪地域及び東筑摩郡の区域を建築確認検査業務区域に加え、松本事務所において受付を開始します。

建築確認・検査件数

(単位: 件)

区 分	30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
建 築 確 認	4,940(4,600)	5,100
検 査 (中 間・完 了)	4,040(3,900)	4,300

注) 建築確認は計画変更を含む。

(2) 構造計算適合性判定事業

「適合判定室」において構造計算適合性判定業務を実施します。

適合判定件数 [棟数]

(単位: 件)

区 分	30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
適 合 判 定	33[38] (40[45])	33[38]

(3) 住宅保証機構(株)等との委託事業 (住宅瑕疵担保責任保険事業)

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、国から保険法人として指定を受けている住宅保証機構(株)及びハウスプラス住宅保証(株)と委託契約を締結し、住宅瑕疵担保責任保険等事業を実施します。

保険取扱件数

(単位: 件)

区 分	30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
住宅瑕疵担保保険申込	830(920)	850
保険法人検査 [※]	35(50)	40

※ 「すまい給付金」に対応した住宅瑕疵担保保険検査と同等の検査

(4) 住宅金融支援機構の適合証明事業 (フラット 35)

民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫、以下「支援機構」という。)が行う証券化事業(適合証明業務)を、支援機構と協定を締結し、新築住宅に係る設計審査及び現場審査を実施します。

適合証明件数

(単位: 件)

区 分	30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
受 付 件 数	270(310)	260

(5) 住宅の性能評価等に係る事業

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、次の業務を実施します。

また、平成 31(2019)年度は、消費税引上げに伴う次世代住宅ポイント対象住宅証明業務を実施します。

- ① 住宅性能評価業務（設計及び建設）
 - ※ハウスプラス住宅保証(株)の建設評価を含む。(ハウスプラス住宅保証(株)(登録住宅性能評価機関)と委託契約を締結)
- ② 長期優良住宅建築等計画技術的審査業務
- ③ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務
- ④ すまい給付金に係る現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務
- ⑤ 低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査業務
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務
- ⑦ 次世代住宅ポイント対象住宅証明業務

受付件数 (単位:件)

区 分		30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
①住宅性能評価 (設計評価・建設評価(既存共))		15(50)	※35
②長期優良住宅(リフォーム共)		150(230)	150
③住宅性能証明		45(55)	15
④現金取得者向け住宅証明書		45(45)	45
⑤低炭素建築物		15(20)	15
⑥建築物 省エネ法	適合性判定	4(5)	5
	技術的審査	5(5)	5
	性能表示審査 (BELS)	20(50)	20
⑦住宅ポイント対象住宅証明			300

(6) 昇降機の安全対策の推進事業（定期検査報告支援）

昇降機メーカー等が定期検査を行い、特定行政庁に報告した昇降機について、メーカー等の求めに応じ、報告済証の発行を実施します。

昇降機の報告済証発行件数 (単位:件)

区 分	30 年度決算見込 () は当初計画	31(2019)年度当初計画
報告済証発行	8,550(8,200)	8,500

3 課題と対応

(1) 建築確認検査シェアの拡大

平成 31 (2019) 年 4 月から岡谷・諏訪地域及び東筑摩郡の区域の拡大を行うとしたことから、松本事務所に在宅の確認検査員 2 名を配置し、建築確認の完了検査等の的確な実施を図ってまいります。

今後の建築確認検査業務区域拡大について、中野市及び飯山市以外の北信地域は 2020 年度の当初を予定し、他の地域は、確認検査員の確保、配置及び今後の業務処理体制等を勘案のうえ、継続的に拡大を目指し検討してまいります。

(2) 営業活動等の推進・サービスの向上

引続き、定期的・継続的な営業活動を行い、従前からの顧客の確保及び新規顧客の獲得に努めるとともに、窓口等における接遇の改善、申請書の適確・スピーディな処理等により、サービスの質の向上を推進します。

また、顧客の利用状況に応じた還元等について、手数料の納入額の状況に応じた還元を行ってきたところですが、他にも導入が可能かどうか収支を勘案のうえ検討してまいります。

すまいづくりセミナーについては、会場に参加いただく形式で行ってきたところですが、それに限定しない情報提供・宣伝の方法のあり方を検討してまいります。

(3) 申請手数料の改定

次世代住宅ポイント対象住宅証明業務の実施にあたり、4 月にその手数料の設定及び住宅事業部関連業務手数料の一部改定を行います。

建築確認・検査手数料については、従前は県と同額としてきたところですが、郵送による建築確認検査申請への対応、職員の処遇改善、情報機器類の更新等及び他県センター等の手数料の状況を勘案し、消費税引上げに伴う諸経費の増加等を機に、独自に設定のうえ、8 月の改定を予定します。

(4) その他

① 若手職員の計画的な採用・育成

確認検査員の確保については、県・市職員の退職者を中心としてきたところですが、2019 年度及び 2020 年度は該当者がいないこと、2021 年度から公務員の定年延長が開始 (予定) されること等から、退職者以外の一級建築士を今後も計画的に採用し、実務の経験や研修を通じて、確認検査員資格の取得を図ってまいります。

② 事務・管理経費の削減

事務所の統合を行い、事務・管理経費の削減を図ってきましたが、当面は現状の部・所体制に基づき、確認検査員の在宅制度を活用した人員の配置等及び事務事業の見直し継続的に行い、費用対効果の観点から経費の削減に努めます。